

中国の農産物生産費調査

田 島 俊 雄

一 課題

中国では一九七九年夏に平均二四・八％という主要農産物生産者価格の大幅引上げが実施されている⁽¹⁾。文革時の一九六七年八月に物価凍結令が出されて以降、七九年までに農産物価格は七％程度しか引上げられなかったことを考えれば、まさに画期的な出来事であった(第1表参照)。

この価格引上げに前後して、第2表のような形で糧食⁽²⁾生産費調査の結果が報じられている。単位面積当たりの収量と生産費(統一基準で評価した労働費を含む)の關係から判断し、本表で代表される中国の耕種農業はいわゆる收穫逓減の状況にあり、一労働日当たりの労働報酬

を圧縮する形で生産力の拡大がみられた模様である⁽⁴⁾。不完全なものとはいえ、こうしたデータが生産者価格引上げの根拠となったことは明らかであろう。

この收穫逓減の問題について、中国ではいわゆる「増産不増収」もしくは「増産赤字」の問題として議論されている。一つの発端となったのは、文革・「四人組」時代に無理な多毛作化・集約化が行なわれ農業の採算が悪化したというキャンペーンである⁽⁵⁾。議論は多分に「四人組」に責を負わず形で展開されたが、この問題に関しては次に引用する薛暮橋の観点がもっとも本質をついていると思われ⁽⁶⁾。

「自然条件の比較的良好な地域は、本来ならば『差額土地収益』(差額地代―引用者)を得て蓄積を増やす

第1表 農産物および工業製品の買付・販売
価格指数 (1950年を100とする)

	農産物買付 価格指数	糧食買付 価格指数	農村における 工業製品販売 価格指数
1950年	100.0	100.0	100.0
52	121.6 ⁽¹⁾	121.4 ⁽¹⁾	109.7 ⁽²⁾
57	146.2 ⁽¹⁾	141.4 ⁽¹⁾	112.1 ⁽²⁾
58	149.4 ⁽²⁾		
62	193.4 ⁽²⁾		126.6 ⁽¹⁾
65	185.1 ⁽¹⁾	190.9 ⁽¹⁾	118.4 ⁽²⁾
66	193.5 ⁽²⁾		
75	201.3 ⁽¹⁾	222.8 ⁽¹⁾	
78	207.3 ⁽²⁾		109.8 ⁽²⁾
79	242.7 ⁽¹⁾	271.3 ⁽¹⁾	

出所 (1) 『中国経済年鑑(1981)』(海外版), VI—24 頁。
(2) 馬宇濤「試論我国自給性農産品の“商品化”」(『学習と思考』1981年第2期)。
(3) 李竜, 路南「談談工業製品價格的剪刀差」(『紅旗』1980年第6期)。

ことが可能である。しかるに、一般に人口密度が高く耕地面積の相対的に狭いこうした地域において国家は糧食の増徴・買付拡大をはかり、土地利用を極力高めるよう要求した。こうして本来ならば二年三作のところが一毛作に、二毛作のところが一毛三作に改められ、生産費は著しく上昇した。現在の價格水準のもとでも増産不増収の現象が発生している。このため国家は、納税・供出の任務を超える部分については價格を

第2表 22省1,296生産隊における6種糧食作物の生産費

	反 收 (kg/10 アール)	反 当 生 産 額 ⁽¹⁾ (元/10 アール)	反 当 生 産 費 ⁽²⁾ (元/10 アール)	反 当 純 収 益 (元/10 アール)	1 労働日当 たりの分配 額 (元/日)
1965年(A)	175	40.7	39.7	△1.40	0.70
1976年(B)	238	59.7	61.1	△4.17	0.56
(B)/(A)	1.36	1.47	1.54	2.98	0.80

注 (1) この間に糧食價格は平均17%上昇しているという。

(2) 労働費は1日当たり0.8元と計算。

出所: 李炳坤『工業製品價格剪刀差問題』農業出版社, 1981年, 66頁。

引上げて奨励して
いる。」
すなわち、收穫運
減局面にあって経済
外的な強制により農
業生産の集約化がこ
れまで行なわれた、
ということであろう。⁽⁸⁾
「増産不増収」の
問題はしばしば「シ
ェーレ(缺状價格
差)」の問題にから
めて論じられる。中
国の「シェーレ」に
関する議論は、行論
で触れるようないき
さつから、本来の價
格指数の問題から離
れ、生産物価値と價
格の乖離を本題とす

第3表 上海市嘉定県における生産費と生産者価格：4 調査地点，3 年間（1976，78，79年）の平均

	反 収 (kg/10 アール)	50 kg 当たりの生産費 (元)					50 kg の 当現 行価格 (B) (元)	価格- 生産費 (B)-(A) (元)	(B)-(A) ×100 (%)
		物材質	労働費 ⁽¹⁾	平 均 利潤 ⁽²⁾	1979年 の税金	合 計 (A)			
小 麦	430	5.6	9.14	2.96	0.93	18.63	15.80	-2.83	-15
大 麦	325	6.09	12.30	3.67	1.23	23.29	11.60	-11.69	-50
ハダカ麦	291	6.93	12.80	3.94	1.37	25.04	12.80	-12.24	-48
ナタネ	178	14.13	33.42	9.50	2.24	59.24	36.00	-23.39	-39
綿 花	92	28.15	84.19	22.55	4.34	139.23	132.50	-6.73	-4
ニ ン ン ク	599	8.69	10.61	3.84	0.67	23.72	26.00	+2.28	+10
インディカ米(粳)	550	5.81	8.86	2.94	0.73	18.34	11.70	-6.64	-36
ジャポニカ米(粳)	518	6.09	9.43	3.10	0.77	19.39	13.60	-5.79	-29

注 (1) 中等労働力に換算された標準労働日の単価を県の平均分配単価である1日当たり1.8元として計算。
 (2) 工業の平均コスト利潤率(上海市40.1%，嘉定県32%，全国20%，全国は1978年，他は79年)からコスト利潤率を20%と仮定。
 出所：上海市嘉定農業経済調査組「嘉定県農産品価格問題の調査報告」『農業経済問題』1981年第1期。

る。価格関係の変化のみに着目することは、むしろ誤まりとされる。

そうなると次に問題となるのは、どのように農産物の価値を計測するか、価格形成は価値によるのか生産価格(生産費プラス資金利潤もしくはコスト利潤)によるのか、利潤率をどう算定するか、さらにはどのような条件のいかなる経営の生産費を基準にするのか、といった点である。伝えられるところでは、七九年の生産者価格引上げは、「社会平均的な生産費に適当な利潤を加えて計算した⁽⁹⁾」とのことである。しかしそれにもかかわらず、集約経営の強制による優等地での採算割れや、作目間の相対価格の調整が問題化する事態となっている(第3表参照)。

「シェーレ」の議論がなされ、こうした現実や逆ザヤによる財政硬直化の問題が明らかになるとともに、議論あるいは政策の前提として、生産費の問題および収穫逓減の問題に大方の関心が向かいつつある。こうした中、農政の側も生産費調査に取組む姿勢を見せている。七九年八月には国家農業委員会より農産物生産費調査の実施案が出され、これをうけて一〇月には農業部の人民公社

管理局より生産費評価の指針がまとめられ、同年秋より全国のモデル地区で調査が試行されている。⁽¹³⁾

さてそうなると、これまで中国ではいかなる生産費調査にもとづいて農産物の生産者価格が決められてきたのか。どのような評価方法でどの程度調査が行なわれてきたのか。本稿ではこうした問題意識にたち、中国における農産物生産費調査の歴史、および評価方法をめぐることまでの議論についてあとづけれることとする。

- (1) 『人民日報』一九七九年一〇月二五日。主要一八品目の上げ幅を示しており、第1表の数字とは異なる。
- (2) 一九六七七年の「八・二〇通知」によって物価は凍結され、農産物についてはその後七一年に解除されたものの若干の調整にとどまり、七五年から七七年にかけては基本的に価格は据え置かれたという(王瑞藻、秦燕士「按照価値規律辦事、加強我国農業生產的發展」〔許濂新等〕『我国社会主义經濟問題研究』北京出版社、一九八〇年)。
- (3) 中国では米麦、雜穀、イモ類、大豆を一括して糧食と呼ぶ。イモ類については重量五単位を糧食一単位に換算する。
- (4) この場合、公積金、公益金等の利潤部分の多少、および出役日数との関係で、全体としての労働費あるいは労働力当たりの年間労働報酬が増えているのか否かについて

は明らかでない。

- (5) この問題については拙稿「農業の多毛作化と農村工業」(小島麗逸編『中国の都市化と農村建設』龍溪書舎、一九七八年)参照。
- (6) 総合的な議論としては「從農産品成本調査和糧食分配資料看双三制」(『光明日報』一九七九年一〇月一四日)がある。
- (7) 薛暮橋『中国社会主义經濟問題研究』人民出版社、一九七九年、一三七頁。
- (8) 石川滋「一九八〇年代の中国經濟」(同編『一九八〇年代の中国經濟』日本國際問題研究所、一九八〇年)。
- (9) 本刊通訊員「全国農産品成本價格討論會紀要」(『經濟學動態』一九八一年第二期)。
- (10) 國家農委調查組「糧食高産果統購任務重、生産成本高、繼續增産難」(『農業經濟問題』一九八一年第三期)。
- (11) 拙稿「農政の動向と農業生産」(日中經濟協會『中国の長期經濟計画における農業展望』一九八〇年)参照。
- (12) この問題を正面からとり上げた論文として、賀錫華「報酬遞減規律和農業生産」(『北京農業大學學報』一九八〇年第二期)、および王国郷「應該重視土地收益遞減規律的研究」(『經濟科學』一九八一年第二期)がある。
- (13) 『人民公社生産隊財務管理』編寫組『人民公社生産隊財務管理』浙江人民出版社、一九八一年、一五八頁。

二 日本および「満洲」の生産費調査

(一) 日本の生産費調査

日本で記帳方式による全国規模の生産費調査が行なわれるようになったのは、米穀政策が本格化した一九二〇年代である。その後、米穀統制の強化とともに生産費調査の役割は重要なものとなり、一九四三年の米穀統制法制定の前後から米の生産費調査は直接的に米価算定の基準となった。そして生産費調査の重要性が増すとともに調査の規模は拡大し、またその方法も体系化された。

戦前の生産費調査には大きく分けて三つの系統がある。

第一は農林省系統、第二は帝国農会系統、第三は農林省から帝国農会に委託された「主要農産物生産費調査」である。このうち農林省による米、麦、甘藷、馬鈴薯、繭等の生産費調査の結果は、直接的に価格決定に関わるということで秘密にされた。他方、帝国農会系統の調査は「農政活動の一環として公表された。第三の「主要農産物生産費調査」は、その体系を作った大槻正男の名とともに知られているが、農林省の調査と同様、戦前の段階で結果が公表されることはなかった。

これらの調査は戦後の一九四七年に農林省に設けられた統計調査局（現在の統計情報部）に統合され、新たな体系のもとに今日まで引継がれている。周知のように戦後の米価策定にあたっては、バリエー方式による一時期を除き⁽²⁾生産費所得補償方式が採用され、生産費調査に直接的に依拠する形で米（麦）価が決定された。

このように重要な生産費調査であるが、客観的かつ論理一貫した調査が実施されるまでには数多くの論争と試行錯誤が重ねられた。この点に立入る余裕はないが、理論上の主たる争点となったのは次の問題である⁽³⁾。

- (1) 生産費の構成範囲と、計算にあたっての費目分類。
- (2) 自給原料、自給畜力、家族労働等、いわゆる生産者自身の自給に属するものの評価。
- (3) 間接費、共通費の個別作物への配賦方法。
- (4) 地代、資本利子等のいわゆる利潤部分、および租税公課の取扱いと計算。

現行生産費調査におけるこれらの評価方法については各年の農産物生産費報告に詳しいが、このうちごく最近まで議論された家族労働評価の問題について触れておく。この議論は家族労働評価の基準を従来の「農業臨時雇

賃金」から「農村雇用賃金」に変更することの可否をめぐってたたかわされた。その背景には、田植時の臨時雇等、農業における臨時雇用が近年著しく減少し、農村工業の賃金等の農村雇用賃金を基準として採用せざるをえないという現実がある。調査方式を変更するにあたって、統計上の断絶もさることながら、機会費用的な評価方法の一部導入により、従来の原価積み上げによる評価（いわゆる加用理論）の論理一貫性が損われるというのが最大の難点であった。

この問題は、日本の農村においても機会費用的な労賃評価が適用され、そのこと自体には大方の異論もなく受け入れられたという意味で、日本経済の構造的変化を象徴する重大な出来事である。しかしそれはともかくとして、ことほど左様に生産費の評価には客観性と論理一貫性が要求されるという点が重要である。

(二) 「満洲」の生産費調査

旧「満洲」における生産費調査としては、興農部の調査（一九三七—四一年）、満鉄農事試験場の調査（一九三六年）、それに満洲農産公社の調査（一九四一年）の

三つがある。興農部の調査は聴取方式によるもので、「国家経済の全面的統制をみつゝある今日、……原料生産、食糧生産の立場より農業諸生産物の価格基底たる其の生産原価を算定し、更に其の生産諸事情を明らかにするの要」⁽⁴⁾から、初年度は八県六七戸の農家を対象に実施されている。

農事試験場（公主嶺）の調査は、「農業の地理的分布を解明」し、「合理的なる農業経営組織及これが管理法を考察し、若しくは各種政策の樹立の根拠をなす」⁽⁵⁾ものとして実施された農家経済調査（五県一六戸の聴取調査）を基礎に、これを組替え集計したものである。また満洲農産公社の調査は、「農産物価格公定を枢軸とする現行農産物蒐荷配給統制今後の運営合理化を期すため」⁽⁶⁾、八県四〇戸の農家を対象として行なわれた聴取調査である。

ここからうかがえるように、「満洲」における生産費調査も日本におけるそれと同様、米穀の流通・価格統制と軌を一にして行なわれている。「満洲」の米穀統制は一九三八年の米穀管理法にはじまり、四一年の農産公社設立をもって完成している。価格決定の政治過程はさて

置き、これらの生産費調査、とりわけ興農部の調査が公定価格決定の一つの基準となつたことは明らかである。⁽¹⁾ また米穀の統制が日本のそれに連動しているのと同様、生産費調査自体も日本で展開された議論を踏まえて設計されている。

このほか、「満洲」以外の中国本土に関する日本の生産費調査としては、一九四〇年から四二年にかけて実施された華北交通の調査（四二年の場合は九県市にわたる聴取調査⁽⁸⁾）と、新民会中央総会により一九四三年に実施された華北畑作の生産費調査がある。後者の調査は中国人によって行なわれ、中国語の報告書が出されるなど、かならずしも日本が実施したという形にはなっていない。しかし両者とも日本および「満洲」の生産費調査を踏まえて企画された本格的な調査である。また戦時体制の一翼を担う米穀統制の基礎資料として準備された点においても、これらの調査と同様の性格をもつ。

なお、満鉄農事試験場の生産費調査が農家経済調査の組替えであったように、両者の調査には一定の共通性がある。後者の系統に属する調査としては、満鉄の北支経済調査所が一九三七から四〇年にかけて華北で実施した

一連の農家経済調査がある。⁽¹⁰⁾ これは統一した「農家経済簿」（満洲調査機関聯合会農家経済調査分科会版）による記帳方式の本格的な調査で、各作目ごとの生産費についても算定されている。

(1) 当時の統計調査局経済課長加用信文の理論を主たるよりどころとするものであった。

(2) 一九四六―五九年。ただし五五年以降、生産費所得補償方式が加味されている。また七八年以降は過剰問題を背景に、米の生産者価格は基本的に据え置かれている。

(3) 石橋幸雄『農産物生産費計算―その沿革と進展―』東京明文堂、一九六〇年、一〇五頁。

(4) 実業部臨時産業調査局『主要農産物生産費』康徳四年（一九三七年）、緒言。

(5) 農事試験場報告第三八号『農村実態調査並農家経済調査』南満洲鉄道株式会社農事試験場、一九三七年、序。

(6) 農公調査資料第一輯『康徳八年度主要農産物生産費に関する調査報告書』満洲農産公社理事長室調査科、一九四二年、一頁。

(7) 下条英男「満洲農産物価格公定制の研究」（『満鉄調査月報』第二〇巻第七号）。同氏は産業部調査（興農部調査）の農産物生産費を公定価格の基準とすることに對し、①雇用労賃で労賃評価すると経営の再生産ができな、②自家消費部分の農産物の生産費が補償されない、という二点か

ら批判している。いずれにせよ「満洲」における農産物の公定価格は、農家経済の再生産を維持するにはほど遠い水準であったという（華北綜合調査所緊急食糧対策調査委員会『閩東州及滿洲ニ於ケル最近ノ食糧事情』、一九四三年、参照）。

(8) 華北交通株式会社『主要農産物生産費調査報告書』一九四三年。

(9) 新民会中央總會『三十二年度第二次農産物（玉米、高粱、穀子）生産費調査報告書—華北四省—』一九四五年。新民会とは華北の日本占領地を中心に設立された中国系の翼賛組織。

(10) 豊潤県宜莊鎮米廠村（一九三七—一九三九年）、獲鹿県第二区馬村（一九三九年）、および彰徳県第一〇区武官村の調査報告が「農家経済調査報告」として五冊、満鉄より出されている。

三 中国の生産費調査

(一) 一九四九年以前

中華人民共和国成立以前の中国においては、戦時体制下の一九四〇年代に国民政府（重慶）⁽¹⁾によって強制買付をとまなう糧食の流通統制が実施され、日本敗戦後の一九四八年には一部の都市で配給も行なわれた。⁽²⁾他方、中

共の解放区では農産物の現物徴収が行なわれたものの、糧食の「完全な専売制」⁽³⁾は試みられなかった模様である。国共両地域とも価格政策が問題になるような政治状況になく、筆者の目にするかぎり、作物別の生産費計算を目的とした中国人自身の手になる調査は皆無である。とはいえ、農家経済（農業経営）の分析を主眼としてなされた本格的な調査はいくつかみられる。

民国時代の代表的な農業経営調査としてしばしば引用されるのは、韓徳章が一九三〇、三一年に河北省深沢県で行なった聴取調査である。この調査では、⁽⁴⁾農業経営にかかわる各項の固定資本（償却分）、流動資本を集計し、雇用・家族労働および畜力の投入を評価し、さらに総収入から総支出を差引いて純収入を求めている。そして資本に対する利子を計算し、各経営階層ともすべて収支は赤字と計算している。結局のところ家族労働報酬の圧縮により経営が維持されている、というのがこの調査の一つの結論である。

もう一つの代表的な調査は一九三五年に浙江大学農學院によって実施された浙江省嘉興県の農村調査である。⁽⁵⁾この調査はいわゆる二五減租の実施をうけ、一〇〇名を

こえる地方官吏を動員し、五つの標準的な郷鎮を対象に、聴取による悉皆調査の形式で行なわれている。集計された有効個票は五、一一三戸分という大規模な調査である。この時期の嘉興県は、いわゆる借地型の雇用経営、すなわち資本家的経営の展開が見られたことで有名であるが、本調査の分析も経営階層別の収支計算を主眼に行なわれている。

収支計算のやり方は前掲の深沢県の調査とほぼ同様であるが、本調査では家族労働報酬を資本利子とともに残余所得と見なしている。その上で、前者を雇用労賃と置いた場合の利潤、後者を年利一〇%と置いた場合の家族労働報酬、さらには両者を費用評価した場合の経営上の欠損を、自作、自小作、小作および経営面積の階層による区分にもとづき、それぞれ推計している。

以上の二つの調査で明らかのように、家族労働報酬の計算はこの時期の農家経済調査のもっとも重要なテーマの一つであった。

さて、これらの調査は調査員が農家に赴いて聴取する性格のものであるが、これとは方法を異にする農家記帳式の調査も、国民政府実業部の中央農業実験所によって

行なわれている。調査は一九三五年に江南デルタの代表的な農家⁽⁷⁾一六一戸を対象に実施され、対象地域の農家経済概況と記帳結果の分析は、湯惠蓀と杜修昌により、中央農業実験所の研究報告として刊行されている。記帳式調査の意義は、以下に引用する報告書の前書によって明らかであろう(原本は未見のため、当時の邦訳による)。

「今日に至る迄、支那の農家経済研究者は、資料の蒐集に関して大部分普通一般の調査方法を採用してゐる。

即ち或る時期に一定の調査表に従って農家一年間の各種の状況を調査するのであって、農民が忠実に報告するか否か姑く問題外とし、忠実に報告するとしても恐らく農民にはこの記憶能力がないであろう。……況んや支那の農民は前から相当な期間連絡を取って置かなくては、決して真相を話さないに於ておやである。」

ちなみに著者の一人である湯惠蓀(中央農業実験所技正、農業経済科主任)は鹿兒島高等農林、ベルリン農科大学に学び、ドイツ農業経営学の大御所アーレボーに師事している。本調査に見られる農家記帳方式の導入はアーレボーのもとで学んだ農業評価学の適用であろう。その後、湯は幾多の職を経て中国農村復興聯合委員会(丁

（C R R）の土地組組長となり、四川省の二五減租、台湾の土地改革を指導し、省立中興大学学長在職中の一九六六年に台湾で没している。

他方、共著者の杜修昌は新中国成立後も大陸に残り、浙江農業大学（浙江大学農學院の後身）の農業經濟系教授として存命である。⁽¹⁰⁾ すなわち農家記帳方式による農家經濟調査の伝統は、中華人民共和国においても人脈的に引継がれたことになる。

(二) 一九五〇年代

一九四九年の新中国成立から五〇年代初頭にかけての農村經濟に関しては、一部で調査が試みられているが、⁽¹¹⁾ 本格的な調査は五二年八月の國家統計局の設立以後である。他方、主要農産物の統制が本格化するのは五三年一月の「統購統銷」（計画買付・計画販売）制度の発足以後である。ただしこの制度の場合、買付される糧食の價格については「基本的に現行の買付價格による」とあり、極端な價格については中央で原則をたて地方で具体的に調整するもの、生産費調査にもとづいて價格調整するとは規定されていない。⁽¹²⁾ また買付量について

も明確な基準は示されていない。

その後、農民の売控え、農村人口の都市流入といった事態が発生し、「統購統銷」制度は一九五五年に、供出配給の數量統制という形で強化された。しかし、新制度発足の根柢となった「農村統購統銷暫行辦法」では、國家買付量を余糧（基準収量から規定にもとづく自家消費分を除いた部分）の八〇—九〇％としているものの、買付價格については明確に規定していない。

この時期、生産費調査は行なわれなかった模様であるが、農家經濟調査については一九五四年以降、國家統計局により実施されている。⁽¹³⁾ 調査の目的は「土地改革後において農民各階層が占有する主要な生産手段の變化」を把握することに置かれ、聴取方式で五五、五六年と続けられたあと、五七年からは記帳式の調査に切換えられた。この段階になると農業の集團化が進み、調査の目的は「農家の生産（家庭副業—引用者）と消費、収入と支出について詳細に觀察すること」に置かれるようになった。他方、生産の主要な担い手となった農業生産合作社については、収益分配上の理由からおのずと簿記記帳が励行され、また全国的な調査も実施され、その結果は一部公

表⁽¹⁶⁾されている。

農家収支調査および合作社収益分配調査により農村経済の状況が把握されるようになると、当然ながら都市と農村、労働者と農民の格差が問題となる。この問題については一九五七年に折からの反右派闘争に関連し若干の議論が行なわれた⁽¹⁷⁾。しかし議論の争点はその後「シェーレ」の問題に移行した。そして、中国の「シェーレ」は五七年の段階で旧中国時代のもっとも良好な年であった一九三六年の水準にほぼ回復したとする説⁽¹⁸⁾が出され、農工間格差の議論は政治的のみならず理論的にも「決着」がつけられた。農工間相対価格の歴史的推移という点では、「シェーレ」本来の意味に即した正鵠を射た主張ではあった。

この五七年には糧食の市場流通が全面禁止されるなど、農産物の統制が強化された。こうした状況の変化、および農業合作社の財務管理に関連し、生産費調査とその評価をどのような考え方で行なうか、合作社会計における収支の費目をいかに計算するか⁽¹⁹⁾、という相関連する問題が議論された。

このうち生産費についての論争の契機となったのは

『中国農報』誌に掲載された「農業社の農産物生産費計算についての意見」と題する論文である⁽²⁰⁾。この論文は生産費計算の意義として経営改善および価格決定の手がかりとなる点をあげたあと、実際の分配所得を労働費評価の基準とするやり方に疑問を呈した。この提起をうけ、同誌上に相次いで生産費評価に関する論文が出され⁽²¹⁾、その後五八年にはいり、これらの議論は農業部計画経済局によって各論併記の形で大略次のように集約された⁽²²⁾。

(1) 労働費……雇用労働や労働力交換がなくなったため、評価の基準として①非農業部門を分離した一日当たりの労働報酬、②家庭副業を分離した一労働日当たりの再生産費、③国营農場の平均賃金、④同、臨時工の賃金、の四つの考え方が出されている。

(2) 生産手段……①自給種子・飼料の費用として生産費、国家買付価格、市場価格の三説ある。②肥料費の評価に市価、費用価の二説ある。③畜力費（役畜の償却方法）をめぐる議論がある。④機械耕作費は作業コストか賃耕費かで意見が分かれる。⑤基本建設投資はその年に計上するのか一定の年数で償却するのかで分かれる。

(3) 利子……社会主義における利子は費用か利潤かをめぐり議論がある。

(4) 間作・混作……作付面積の評価、費用配分で議論がある。

(5) 主産物・副産物……費用配分をめぐり意見が分かれる。

以上であるが、この集約によれば個別農家、互助組、合作社に対する生産費調査は典型調査の形で数年来一部で試みられてきたという。

農業部による集約と軌を一にして五八年二月には合作社の生産費評価に関する教本が⁽²³⁾出され、これらにもとづき各地で生産費の計算が試みられた模様である。

大躍進・人民公社化をへて、五九年にはいるとまず二つの重要論文が出される。⁽²⁴⁾折からの「社会主義制度下の商品生産と価値法則」をめぐる論争の一環として出された「農産物価格政策略論」と題する『経済研究』の論文は、価格政策のポイントを生産費と需給関係に置き、逆ザヤの問題、作目間の相対価格の問題にも言及するなど、今日にも通用する内容となっている。また「農村人民公社の生産費計算についての討論」と題する『紅旗』の論

文は、とくに固定資本の評価に関し、「高級農業生産合作社示範章程や現行の財務会計制度」において公積金（公共積立金）を償却にあてているのは誤まりとしている。これらをうけ七月には「糧食系統価格工作会議」が開催され、生産費調査網の設置と評価方法の問題が⁽²⁵⁾討議された。こうして六〇年代初頭にかけ、人民公社制度のもとで生産費の調査が一部で試みられた。⁽²⁶⁾

(三) 一九六〇年代

まず農業をめぐる具体的な状況であるが、五九年より三年続きの自然災害により、農産物の生産および流通は危機に瀕した。政府は生産・販売を刺激するために統制作物の生産者価格を引上げ、他方で消費者価格を据え置いたため、農産物の管理会計は逆ザヤとなった。政府はその後、生産が回復した六三、六五年に消費者価格を引上げ、生産者価格との均衡をはかり、さらに六六年には両者を均等に⁽²⁷⁾引上げていく。

こうした状況のもと、この時期の農産物価格と生産費に関する議論はまさに汗牛充棟の感がある。注目すべきものとしては、農工間の生産性成長率格差を前提に所得

均衡を主張する意見や、価値法則との関連で農村市場の管理に言及した論文も見られる。

価格決定の基準に何をおくかについては、折からの差額地代をめぐる論争にも関連し、限界地の生産費とする説⁽³⁰⁾、社会的生産費とする説⁽³¹⁾、さらには地域格差を設けよとする説⁽³²⁾がたかかわされた。また労働費の評価については⁽³³⁾は五〇年代と同様、実際の労働報酬を可とするもの否とするものに分かれ、後者の立場から再生産費、標準的な労働日報酬等が案として出された。

これらの議論の詳細については、中国においても日本においてもすでに紹介されているので⁽³⁴⁾これ以上の言及を避けるが、この時期の特徴としては、具体的な資料に乏しく、かつ実際に生産費調査が行なわれたか否かについて報じられぬまま議論が行なわれた点を指摘できる。また議論自体、一九八〇年代の今日においてもしばしば同じ論者によりほぼ同様に蒸し返されるなど、最終的な決着がつけられぬまま六六年以降、文化大革命に突入したとの感が強い。

(1) 華北綜合調査研究所緊急食糧対策委員会『重慶食糧政策ノ概要』一九四三年、七三頁。

(2) 經濟部編『抗戰時期之中國經濟(下)』龍門書店、一九四八年、一、一一九頁。

(3) 『毛沢東選集』第一卷、外文出版社、一九六八年、一七六頁。

(4) 韓德章「河北省深沢県農場經營調査」(『社会科学雑誌』第五卷第二期、一九三四年)。

(5) 家族労働力の労働報酬は、「数戸の代表的農家の長工の賃金および賞与の平均値」より計算する。

(6) 馮紫崗『嘉興県農村調査』国立浙江大学・嘉興県政府、民国二五年(一九三六年)。

(7) 記帳能力から判断し、階層的には上層にバイアスがかかっているものと思われる。

(8) 湯惠藻、杜修昌「中國農家經濟之記帳的研究」(『中央農業実験所研究報告』第一卷一、二号)。邦訳『支那農家經濟の記帳に関する研究』中支建設資料整備事務所、一九四一年。

(9) 湯惠藻については、戴国輝「国民党の土地政策の歩みの一側面—湯惠藻教授の追悼を兼ねて—」(『アジア經濟』第一二卷第一号)による。戴氏は沈宗瀚(中國農村復興聯合委員会委員)の話として「湯氏は同農業經濟科主任在任時に簿記記帳による農家經濟調査に従事したが惜しむらくは中日戦争勃発で報告書は未発表のままとなった」と記しているが、実際には本文で示した形で報告書は残されている。なお戴氏はアーレポーと湯に関連し、「それにしても

京都大学の農業簿記施設（一九五八年設立）の前身農業計算学講座が一九二五年、同じくアーレポー教授に師事した橋本伝左衛門教授によって設立したと関連して考えると実に興味深い」と述べている。さらにつけ加えるならば、橋本教授の跡を襲った大槻正男教授により、日本の農業簿記および農産物生産費調査の体系が作られたという歴史的事実がある。

- (10) 同主編『農業経済管理概論』が浙江人民出版社より一九八一年に出されている。
- (11) たとえば中央農業部『兩年来的中国農村經濟調查彙編』中華書局出版、一九五二年、参照。
- (12) 政務院「關於実行糧食的計画收購和計画供応的命令」『中央人民政府法令彙編一九五三』法律出版社、一九五五年。
- (13) 五四年の調査は二五省一、六〇〇戸を対象として行なわれている（本刊資料室「一九五四年農家收支調査簡要資料」『統計工作』一九五七年第一〇期）。
- (14) 孫治方「關於農家收支調查中的幾個問題」〔『統計工作』一九五七年第六期〕。
- (15) 同右。
- (16) 調査は一九五五年の冬に全国二万六〇〇〇社について行なわれている（国家统计局農業統計司『農業合作化和一九五五年農業生産合作社收益分配的統計資料』統計出版社、一九五七年）。

(17) 本刊資料室「怎么能說人民的生活水平下降了呢？」〔『統計工作』一九五七年第一三期〕、蔣学模「論按劳取酬規律與工農收入的对比關係」〔『新建設』一九五七年第七期〕など。これらの資料によれば、金額に換算された所得に関するかぎり農工間所得格差はほぼ二対一の比率で存在する。しかしこの格差は、労働者と農民の労働日数および労働の産み出す一日当たりの価値の違いといった、それ自体問題のある論理で合理化される傾向にあった。

- (18) 本刊資料室「解放後全国工農業商品價格剪刀差变化情況」〔『統計工作』一九五七年第一七期〕。
- (19) 孫興可「对農業生産合作社收益分配調查統計工作的幾点意見」〔『統計工作』一九五七年第一一期〕。
- (20) 金明橋「对農業社計算產品成本的意見」〔『中国農報』一九五七年第一〇期〕。
- (21) 趙天福「農業社產品成本的計算問題」〔『中国農報』一九五七年第一三期〕、姜啓謂「也談農業社產品成本的計算」〔同五七年第一五期〕、叔元「關於農業社產品成本計算的若干問題」〔同五七年第二三期〕。
- (22) 農業部計画經濟局「農作物生産成本計算方法的幾個問題」〔『中国農報』一九五八年第二期〕。
- (23) 李志遠『農業生産合作社的經濟核算和產品成本』農業出版社、一九五八年。この文献は價格決定の基準として一般の生産条件・管理水準の下での生産費をあげているが、労働費の基準としては作業ノルマの単価を策定するよう主

張しているのが注目される。

- (24) 范若一「略論農産品の価格政策」(『経済研究』一九五九年第二期)、趙壁「關於農村人民公社实行成本核算的商榷」(『红旗』一九五九年第六期)。
- (25) 吳園宏「怎樣在人民公社建立農産品生產成本調查核算網」(『經濟研究』一九五九年第八期)。
- (26) この時期に出された生産費調査のマニュアルとして、中国農業科学院陝西分院農業經濟研究室「人民公社怎樣核算農産品成本」農業出版社、一九六〇年、および中共晋東南地委農村工作部「人民公社的成本核算」山西人民出版社、一九六〇年、の二冊が確認できる。
- (27) 以上、『中等商業学校試用教材』商業物価(中国財政經濟出版社、一九八〇年)一二八頁による。
- (28) 蔣学模「論工農産品の等価交換」(『新建設』一九六二年第二期)。
- (29) 曾洪業、夏光仁「關於農産品收購的幾個問題」(『經濟研究』一九六二年第一期)。
- (30) 汪濤、栗聯「關於社会主义級差地租的產生要因的探討」(『經濟研究』一九六二年第二期)。劣等地の場合には労働報酬が低く、その分生産費も相対的に安いので價格決定の基準として差しつかえないとする意見も出されている(孟慶彭「農産品成本中活勞動耗費貨幣估價問題的探討」(『經濟研究』一九六四年第一期))。
- (31) 余霖「級差地租和我們的價格政策」(『經濟研究』一九

六四年第六期)。

- (32) 孔敏、賈克誠「關於我国目前農業中的級差地租問題」(『經濟研究』一九六四年第七期)。
- (33) 楊美廉「我国經濟学界關於農産品成本計算方法問題的討論」(『經濟研究』一九六四年第九期)。
- (34) 『經濟研究』編輯部「建国以来政治經濟学重要問題爭論(一九四九—一九八〇)」中国財政經濟出版社、一九八一年、および米沢秀夫『中国經濟論』(改訂増補版)、勁草書房、一九七二年。

四 むすび

冒頭で述べたように、一九七九年の秋以降、全国各地で農産物生産費調査が試行⁽¹⁾されている。そして一年來の試行を総括するものとして、八〇年一月に中国農業經濟学会、社会科学院農業經濟研究所、同財貿物資研究所等により、「農産物生産費・價格理論討論会」が開催⁽²⁾されている。この討論会のテーマは次の四点であった。

- (1) 現行農産物價格の問題点
- (2) 農産物の價格形成
- (3) シェーレ問題
- (4) 農産物生産費の計算

① 生産費計算の意義 ② 労働費の評価方法 ③ 生産費の趨勢と低下の可能性

七九年からの生産費調査が試行にとどまっている最大の理由は、このテーマから判断するかぎり、価格政策の中味に関して理論的合意ができていないこと、したがって生産費調査が明確に位置づけられていないこと、さらには生産費の評価方法が固まっていないこと、の三点であろう。生産費調査の試行マニュアルによれば、労働費は暫定的にその年の単位労働点数当たりの単価にもとづいて計算されることになっており、討論会においてもこのやり方の可否をめぐり意見が分かれたという。

すでにみた一九三〇年代の農家経済調査における家族労働報酬の問題から明らかのように、残余所得たる生産隊の労働報酬あるいは一労働日当たりの分配額をもって労働費評価の基準とすることは、農産物価格や租税公課を問題とするかぎり本末顛倒である。(4) たとえば、農産物価格が安く(租税公課が重く)労働報酬が圧縮されているとしても、圧縮された労働報酬がそのまま労働費として評価され、安い農産物価格(重い租税公課)にみあう生産費が計上されてしまうことになる。

実際の労働報酬をもって労働費評価の基準とする方法が根強く提唱されるのは、既存の公社会計制度に即して、あるいはこれを利用して生産費調査をするという発想(5)からくると思われる。会計帳簿のみならず生産費調査が課税・供出台帳に流用されかねないという統計調査上の大問題もさることながら、既存の公社会計制度には、かつて議論された基本建設投資の評価等、問題が少なからずある。最大の問題は、土木工事等の労働力投入による資本形成(いわゆる労働蓄積)が資産として評価されず、他方でその年の労働点数あたりの単価は出役増により押し下げられるという点である。この問題に関連し、前述の生産費調査のマニュアルは「およそ基本建設および集団の福利に属する支出は農産物の生産費に算入してはならない」としているが、理論的な詰めが必要とされるところでであろう。

ここからもうかがえるように、農産物生産費の評価に関する中国の議論は、この間大きく進展したとはいえない。生産費調査にしても、戦前の日本における農林省の調査が公表されなかったのと同様の理由でこれまで公表されなかった可能性もなしとしないが、八〇年代の今日

においてもなお試行の段階にあることから判断し、調査が行なわれたとしても、それはきわめて不完全かつ限定されたものであったと思われる。日本の生産費調査および米穀統制の問題と中国のそれとの相違は、帝国農会のごとき圧力団体が形成され米穀価格算定の根拠として自前の生産費調査を行ない、公開の場で具体的なデータにもとづき価格水準を議論するということが、中国ではほとんど行なわれなかったことであろう。

そうした切実な利害対立を調整する客観的な根拠として、それなりの重みをもって生産費調査が位置づけられず、また機能しなかったことが、評価方法をめぐる議論のくり返しを招いた最大の理由であろう。各種各様の考え方にもとづく生産費が提示され、どの評価方法が妥当であるか議論されるようになれば、当然ながら農業の側の生産費と所得を補償する価格水準はどの程度か、その場合の所得はいかなるものかといったことが問題になる。さらには、与えられた価格条件のもとで地代の額はどの程度で、どこにどう配分されるのかということも実際に即して究明されよう。(7) として一たびパリー方式や生産費所得補償方式等のやり方で農産物価格が決定さ

れるようになれば、日本の食管制度の経験から明らかのように、管理会計の問題も含め、需給均衡価格の問題も議論されるようになる。(8) 中国の農産物生産費調査に注目するゆえんである。

- (1) 田則林ほか「農産品成本核算勢在必行」、魏双鳳「關於農産品成本中的活労働估價問題」(いづれも『農業經濟問題』一九八〇年第一期)などに各地の事例紹介がある。
- (2) 本刊通訊員「全国農産品成本價格討論會紀要」(『經濟學動態』一九八一年第二期)。
- (3) 前掲『人民公社生産隊財務管理』、一六四頁。
- (4) この問題については、阪本楠彦「農産物の生産費に関する報道の誤解を正す」(『アジア經濟旬報』一一四九号)、および拙稿「労働費の評価と農産物生産費—阪本・藤村両氏の議論に関連して—」(同、一一六一号)に詳しい。
- (5) 田則林ほか前掲論文、二三頁参照。
- (6) 前掲『人民公社生産隊財務管理』、一六三頁。
- (7) この点に関しては拙稿「中国の土地利用と労賃・地代」(『アジア經濟』第二三卷第三号)で初步的に論じた。
- (8) 生産者価格と消費者価格の乖離の問題は現在の日本と中国に共通であるが、片や生産者保護による過剰と高価格に悩み、片や消費者保護に起因する不足と低価格に直面するという点で、その意味するところは大きく異なる。

(農業総合研究所研究員)